

朝倉市広告掲載物品等の寄附に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝倉市広告掲載取扱要綱第14条の規定に基づく広告が掲載された物品等（以下「広告掲載物品等」）の寄附について、朝倉市広告掲載取扱要綱（平成23年12月22日制定。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(寄附希望者の募集)

第2条 広告掲載物品等の寄附を希望する者（以下「寄附希望者」という。）の募集は、朝倉市ホームページ及びその他市長が必要と認める方法により行うものとする。

2 募集期間その他募集について必要な事項は、募集する広告掲載物品等ごとに定めるものとする。

3 寄附希望者は、広告掲載物品等寄附申込書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に申し込まなければならない。

(寄附の決定)

第3条 市長は、第2条の規定により寄附の申込みを受けた場合、寄附を受けることを決定した場合は広告掲載物品等寄附受理通知書（様式第2号）により、寄附を受けないことを決定した場合は広告掲載物品等不受理通知書（様式第3号）により寄附希望者に通知するものとする。

2 市長は、決定を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

3 市長は、寄附希望者の数が複数あるときは、抽選により決定するものとする。

4 市長は、寄附希望者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者である場合、寄附を受けない。

(協定書の締結)

第4条 市長は、寄附の決定を受けた寄附希望者（以下「寄附決定者」という。）と広告掲載物品等の製作及び寄附に関して協定を締結するものとする。

(表示広告に関する責任)

第5条 寄附決定者は、広告主を募集するときは、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

2 寄附決定者は、広告掲載物品等の広告内容に関する苦情その他問題が発生したときは、寄附決定者が一切の責任を負い、速やかに解決に努めなければならない。

(広告掲載物品等の作製)

第6条 寄附決定者は、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等の広告を優先的に掲載するよう努めなければならない。

(広告内容等の変更)

第7条 市長は、広告の内容等が法令に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの要領に違反していると判断したときは、寄附決定者に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(使用の中止)

第8条 市長は、寄附された広告掲載物品等に関し、何らかの問題が発生したときは、その使用を中止することができる。この場合において、市長は、速やかにその事実を当該寄附決定者に通知するものとする。

(経費の負担)

第9条 広告掲載物品等の作製に要する費用は、全て寄附決定者の負担とする。

(使用期間)

第10条 広告掲載物品等の使用期間は、市長が別に定める期間とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月20日から施行する。